

# 第8期

## 横手市介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

### 【概要版】



令和3年3月



横手市

# 01

## 第8期計画がスタートします

2021(令和3)年度から第8期計画が始まることに伴い、向こう3年間の見通しを推計しました。これまでの第7期計画と比べて、介護や支援が必要な認定者数、総費用ともに増える見通しです。一方で、保険料については、効率的な事業運営と適切な財源確保に努め、第7期計画と同額を維持します。

図 第7期計画と第8期計画の違い

	2020(令和2)年度までの3年間 <b>第7期計画</b> (2018(平成30)～2020(令和2)年度)	2021(令和3)年度からの3年間 <b>第8期計画</b> (2021(令和3)～2023(令和5)年度)
<b>認定者数</b>	<p>要介護・要支援認定者の総数</p> <p><b>6,998</b>人 ※2020(令和2)年10月1日(実績)</p> <p>65歳以上の人口に占める割合</p> <p><b>20.7%</b></p>	<p>要介護・要支援認定者の総数</p> <p><b>7,141</b>人 ※2023(令和5)年10月1日(推計)</p> <p>2.0%増</p> <p>65歳以上の人口に占める割合</p> <p><b>21.3%</b></p> <p>0.6ポイント増</p>
<b>総費用</b>	<p>約<b>370.9</b>億円</p> <p>【内訳】 保険給付分・・・約354.6億円 地域支援事業分・・・約16.3億円</p>	<p>約<b>381.0</b>億円</p> <p>【内訳】 保険給付分・・・約366.0億円 地域支援事業分・・・約14.9億円</p> <p>2.7%増</p>
<b>保険料</b>	<p>※県平均6,398円</p> <p><b>6,257</b>円(年額75,000円)</p> <p>但し、低所得者の保険料は軽減</p>	<p><b>年額を決めるための基準月額</b></p> <p><b>6,257</b>円(年額75,000円)</p> <p>但し、低所得者の保険料は軽減</p> <p>これまでの積立金を活用した値引きにより <b>据え置き</b></p>

### その他の主な変更点

- 変更1 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の所得段階に応じた見直し
- 変更2 高額介護(予防)サービス費の所得段階に応じた見直し
- 変更3 居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しと適用の猶予措置
- 変更4 要介護認定を受けた総合事業利用者は引き続き総合事業の利用が可能に
- 変更5 在宅医療・介護連携推進事業において他の地域支援事業等と連携し事業を実施
- 変更6 事業者が受け取る介護報酬の改定(全体でプラス0.7%)

# 02

## 計画策定の趣旨

この計画は、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、さらには団塊ジュニアが高齢者となり現役世代が急減するとされる2040(令和22)年を見据え、社会構造が大きく変化するなかで健康寿命の延伸や自立した生活の実現など、高齢者が安心して生活していくことのできる地域づくり・まちづくりを目指すものです。

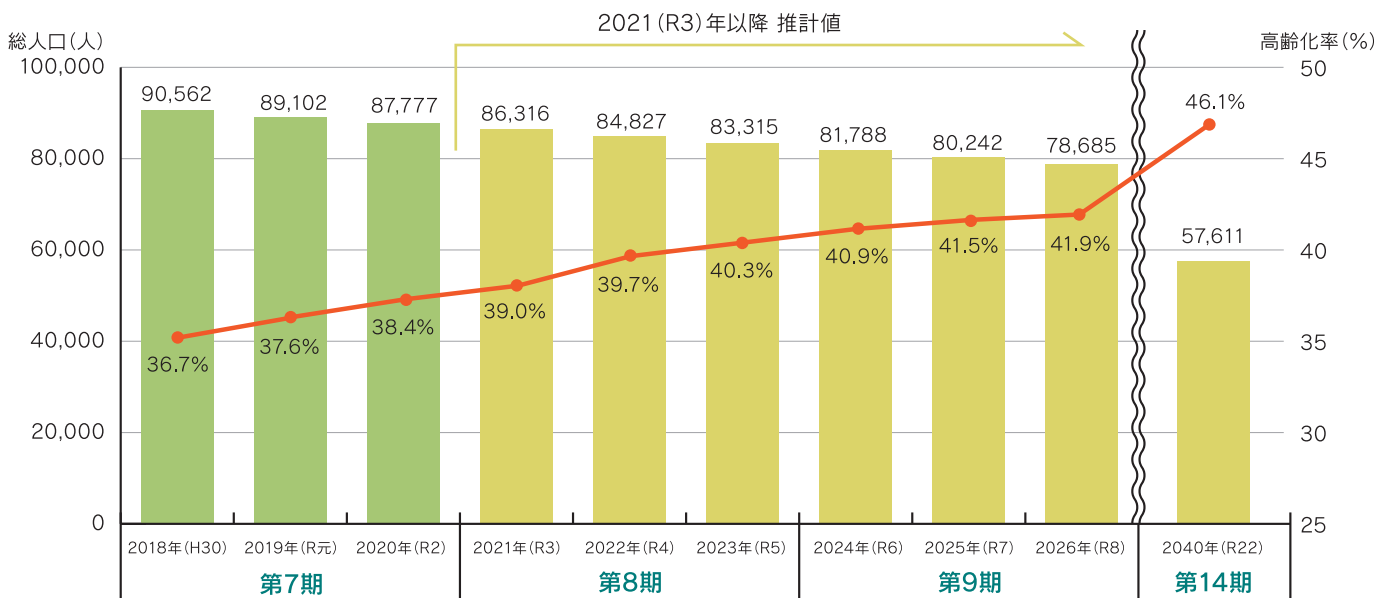
2019(令和元)年10月の本市の高齢化率は37.6%となり、2023(令和5)年には40%を超える見込みです。介護・医療・介護予防・住まい・生活支援などの介護保険サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を実情に合わせて見直しを図りながら推進し、「地域共生社会」の実現につなげていくことが必要です。

また、自立支援と介護予防・重度化防止という介護保険事業の原点に立ち、在宅医療・介護連携の充実を図るとともに、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って暮らせる地域社会を目指して認知症施策を強化していくことも重要な課題です。

一方で、介護人材の確保には困難な課題が増えてくるものと予想されます。介護に携わる人材を育てる様々な施策を講じるとともに、介護ロボットやICTを活用した新たな介護見守り技術の導入など、現場の負担を軽減していく体制づくりが不可欠となっております。

これらの背景をもとに、第7期計画までの実績・成果や課題を整理し、高齢者の方々が満ち足りた毎日を過ごし、横手市で生活する喜びを感じていただける今と未来を築きあげていくために、第8期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

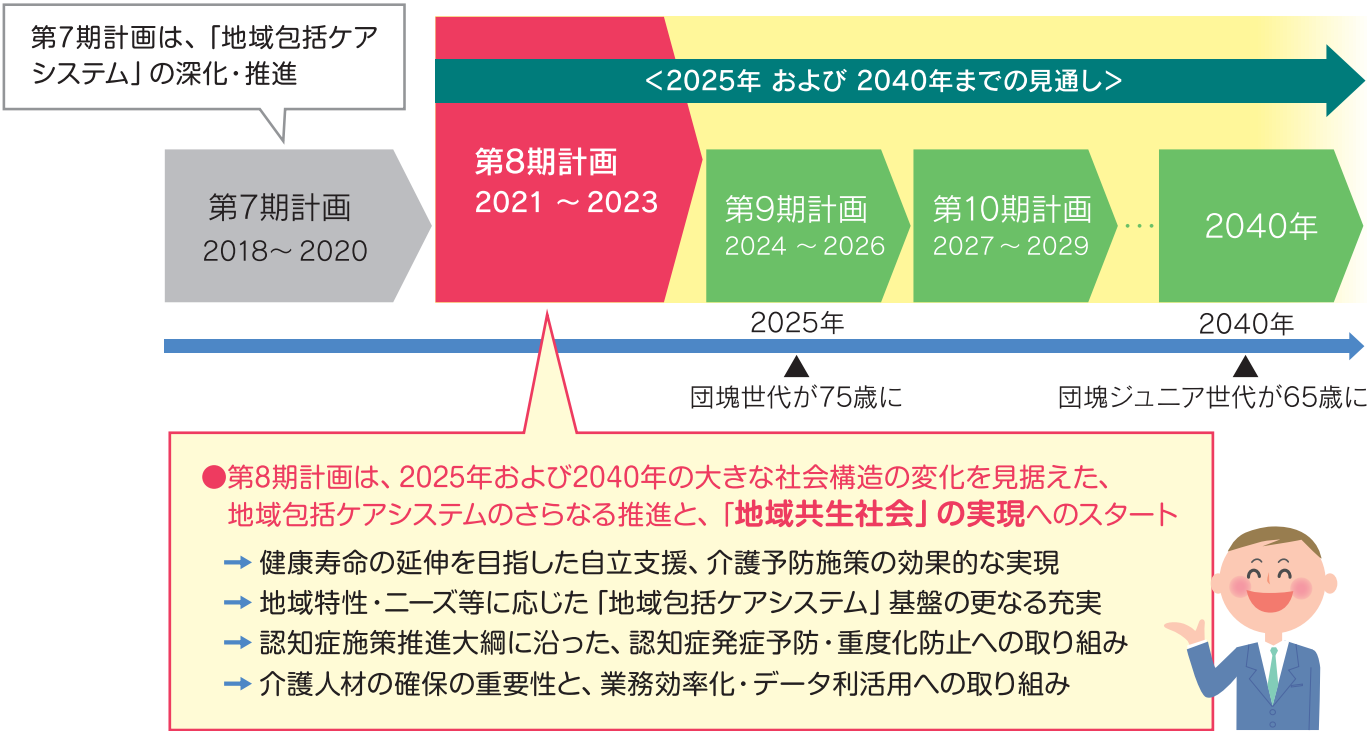
図 総人口と高齢化率の推移見通し



# 03 計画のポイント

2021(令和3)年度からの第8期計画では、団塊の世代が75歳を迎える2025(令和7)年、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となる2040(令和22)年を見据えた中長期的な将来予測の下、介護予防・健康づくり施策や認知症施策などの充実により地域包括ケアシステムを推進し、「地域共生社会」の実現につなげていくことが求められます。

## ～ 第8期の計画は「地域包括ケアシステム」の推進と「地域共生社会」の実現 ～



# 04 計画の期間

この計画の期間は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間としますが、2025(令和7)年度および2040(令和22)年度の目指すべき姿を念頭におき、中長期的な視野に立った施策を盛り込んで策定しました。

H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R22 2040
第7期			第8期			第9期		第10期			...	第14期
		見直し			見直し			見直し			見直し	
2025(令和7)年および2040(令和22)年を展望した中長期的見通し												

高齢化が加速するなか、近年の全国各地における大規模自然災害の発生や世界的な新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、本市の高齢者のライフスタイルや生活・健康に対する意識、ニーズ等は多様化していくことが予測されます。

こうしたなか、本市では、高齢者をはじめとして、その家族、地域住民、医療・介護従事者等すべての市民が今後も安心と希望をもって生活していけるような地域社会を目指し、介護保険事業の運営と高齢者福祉施策の推進に取り組みます。

### 目指すべき将来像

横手市に暮らす誰もが 未来への希望を抱き生きていくために  
家族の絆・地域の絆を深め ともに支え合い、助け合う地域社会

### 目指すべき将来像を実現するための3つの基本目標

基本  
目標

#### 1 高齢者への地域における支援体制の強化

高齢者が安心して生活できる環境を維持するためには、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が地域に根付き、効果的に機能していることが重要です。

本市では、医療と介護の連携推進や、認知症施策の推進、生活支援体制の整備などを通して、現在の地域の特性や自主性に合わせた本市ならではの地域包括ケアシステムの在り方を追求し、機能の強化に努めます。

基本  
目標

#### 2 高齢者の自立した生活の維持

高齢者が長寿を楽しみながら自分らしい暮らしを続けていくことができるという地域の在り方は、高齢者だけでなく、市民全体の未来への安心・希望に繋がります。

こうした地域社会を目指し、高齢者の孤立や孤独を防ぐとともに、高齢者の生きがいづくりを支援します。また、高齢者の健康保持・増進、疾病の早期発見・早期治療、介護予防等への取り組みを強力に推進し、高齢者の心身の健康維持に努めます。

基本  
目標

#### 3 介護保険事業の円滑な運営

安心して介護保険サービスを利用できるよう、また、ニーズに応じたサービスを安定的に提供していけるよう、制度の普及や理解の促進、相談に対応する窓口体制の充実により、制度に関する知識の向上と支援体制の強化に努めるとともに、介護事業者の資質向上への支援や、介護従事者の育成・確保に努めます。

## 1 高齢者への地域における支援体制の強化

## ① 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 医療と介護の連携推進
2. 認知症施策の推進
3. 地域における生活支援体制の整備
4. 地域ケア会議の推進
5. 高齢者が暮らしやすい住宅環境の整備

## ② いつまでも生活が続けられる地域の支援体制

1. 地域包括支援センターの機能強化
2. 地域見守り体制の構築
3. セーフティネットの確保
4. 日常生活圏域を単位とした生活支援
5. 生活支援サービスの提供
6. 在宅介護への支援

## 2 高齢者の自立した生活の維持

## ① 高齢者の生きがいがづくりへの支援

1. 生きがいがづくり・社会参加の促進
2. 高齢者の就労支援
3. 敬老意識の醸成

## ② 高齢者の健康づくり・疾病予防

1. 健康づくりの推進
2. 疾病予防の推進
3. 一般介護予防事業の推進



## 3 介護保険事業の円滑な運営

## ① 効果的・効率的な介護保険事業の推進

1. 制度周知と利用啓発
2. 介護サービス利用・苦情等相談窓口の充実
3. 介護給付等に要する費用の適正化
4. 介護サービス事業者等のさらなる資質向上
5. 介護人材の育成・確保
6. 低所得者への負担軽減
7. 市町村特別給付等への対応

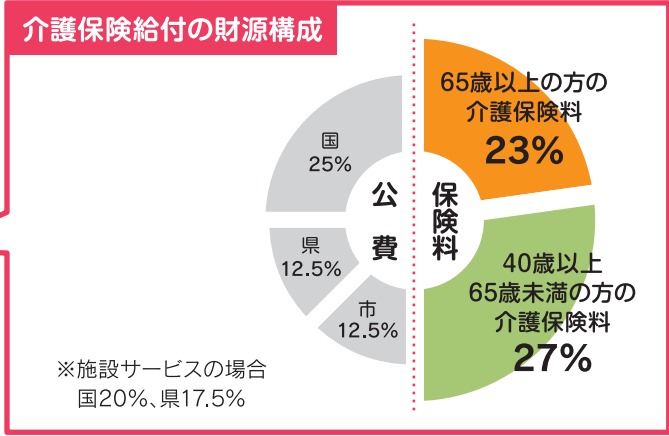
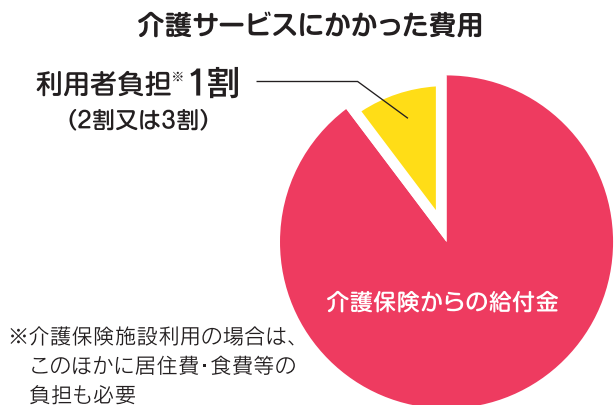
## ② 計画的な介護保険サービスの提供

1. 居宅サービスの提供
2. 地域密着型サービスの提供
3. 施設サービスの提供
4. 施設整備計画

# 07 介護保険料の疑問にお答えします

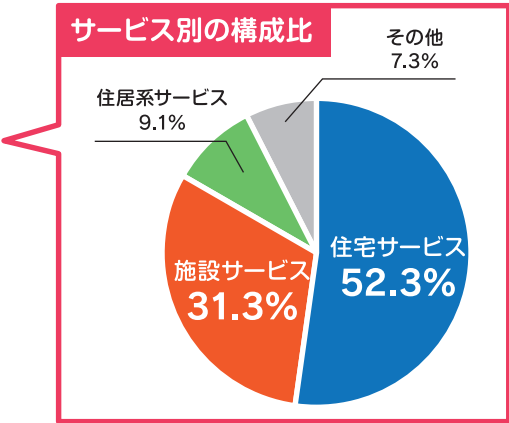
## Q 介護保険サービスにかかる費用はどうやってまかなっているの？

**A** 介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）です。残る費用は介護保険からの給付費でまかなわれ、この給付費のうち半分が介護保険料で構成されています。



## Q 介護保険料の内訳はどうなっているの？

- A**
- 介護保険サービス費用をまかなう保険給付に… 6,313円
  - 介護予防や高齢者支援・福祉サービスに… 385円
  - これまでの積立金を活用した割引… △441円



月額  
■ 介護保険サービス費用をまかなう保険給付に… 6,313円  
■ 介護予防や高齢者支援・福祉サービスに… 385円  
■ これまでの積立金を活用した割引… △441円

月額合計 6,257円

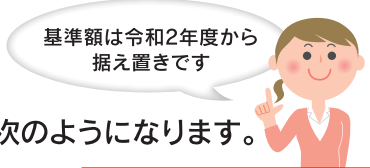
年間介護保険料(基準額) **75,000円**

※月額合計×12か月(100円未満切り捨て)

## Q 第8期の介護保険料はいくら？

**A** 低所得者に対する保険料負担の軽減措置を反映した所得段階別保険料は次のようになります。


所得段階	対象者	負担割合	第8期保険料
1	市民税非課税世帯 本人が市民税非課税 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入等が80万円以下	0.50 ⇒0.30(軽減)	22,500
2		0.75 ⇒0.50(軽減)	37,500
3		0.75 ⇒0.70(軽減)	52,500
4	市民税課税世帯 本人が市民税課税 本人の課税年金収入等が80万円以下	0.90	67,500
5		1.00(基準)	75,000
6	市民税課税世帯 本人が市民税課税 本人の合計所得金額が120万円未満	1.20	90,000
7		1.30	97,500
8		1.50	112,500
9		1.70	127,500
10		1.90	142,500



ご相談・お問合せは裏面をご覧ください ⇒

## 高齢者の介護・福祉・健康・医療、その他悩みごとについて

どんな悩みでも結構です。お気軽にお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

Eメール  [hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp](mailto:hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp)

【横手・山内地区】

**東部地域包括支援センター** ☎ 35-2160

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

【雄物川・大森・大雄地区】

**西部地域包括支援センター** ☎ 35-2135

〒013-0525 横手市大森町字菅生田 245-206  
大森町高齢者等保健福祉センター内

【増田・平鹿・十文字地区】

**南部地域包括支援センター** ☎ 35-2177

〒013-0529 横手市十文字町字海道下12-5 十文字庁舎内

## 高齢者の健康づくりについて

**健康推進課** ☎ 0182-33-9600

〒013-0044 横手市横山町1-1 横手保健センター内

FAX : 0182-33-9601 Eメール : [kenkou@city.yokote.lg.jp](mailto:kenkou@city.yokote.lg.jp)

## 高齢福祉、介護保険全般について

**高齢ふれあい課** ☎ 0182-35-2134

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

FAX : 0182-32-9709 Eメール : [korei@city.yokote.lg.jp](mailto:korei@city.yokote.lg.jp)

第8期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

2021(令和3)年度～2023(令和5)年度

発行 横手市役所 市民福祉部 高齢ふれあい課

※この概要版に関するお問い合わせは 高齢ふれあい課 へ